

原発事故訴訟控訴審が結審

判決は来年1月

東京高裁

東京電力福島第1原発事故で福島県から本県などに避難した住民らが国と東電に損害賠償を求めた民事訴訟

控訴審の口頭弁論が9日、東京高裁（足立哲裁判長）で開かれ、結審した。判決は来年1月21日。同種の控訴審で判決期日が決まったのは初めて。

原告側は意見陳述で、家族との離別や失職、子どものいじめなどを経験した原告の苦境を訴え、「被害者の状況を十分に把握し、展望の持てる賠償額を認定してほしい」と主張した。

国側は「事故以前の地震と津波の科学的知見に照らせば、原子力規制機関の判

断過程に看過しがたい過誤・欠落はなかった」と予見可能性を否定。東電側は意見陳述しなかった。

控訴審は、2002年に大津波を警告した国の地震予測「長期評価」の信頼性などが争点。避難者らが全国各地で起こした集団訴訟で最初の判決となった17年3月の一審前橋地裁は国と東電の賠償責任を認め、62人に計3855万円の支払いを命じた。

その後、原告のうち約半数が一審の賠償額を不服と

して控訴。国と東電もそれぞれ控訴した。

原子力損害賠償群馬弁護団によると、同様の集団訴訟控訴審が2月に仙台高裁で結審した。